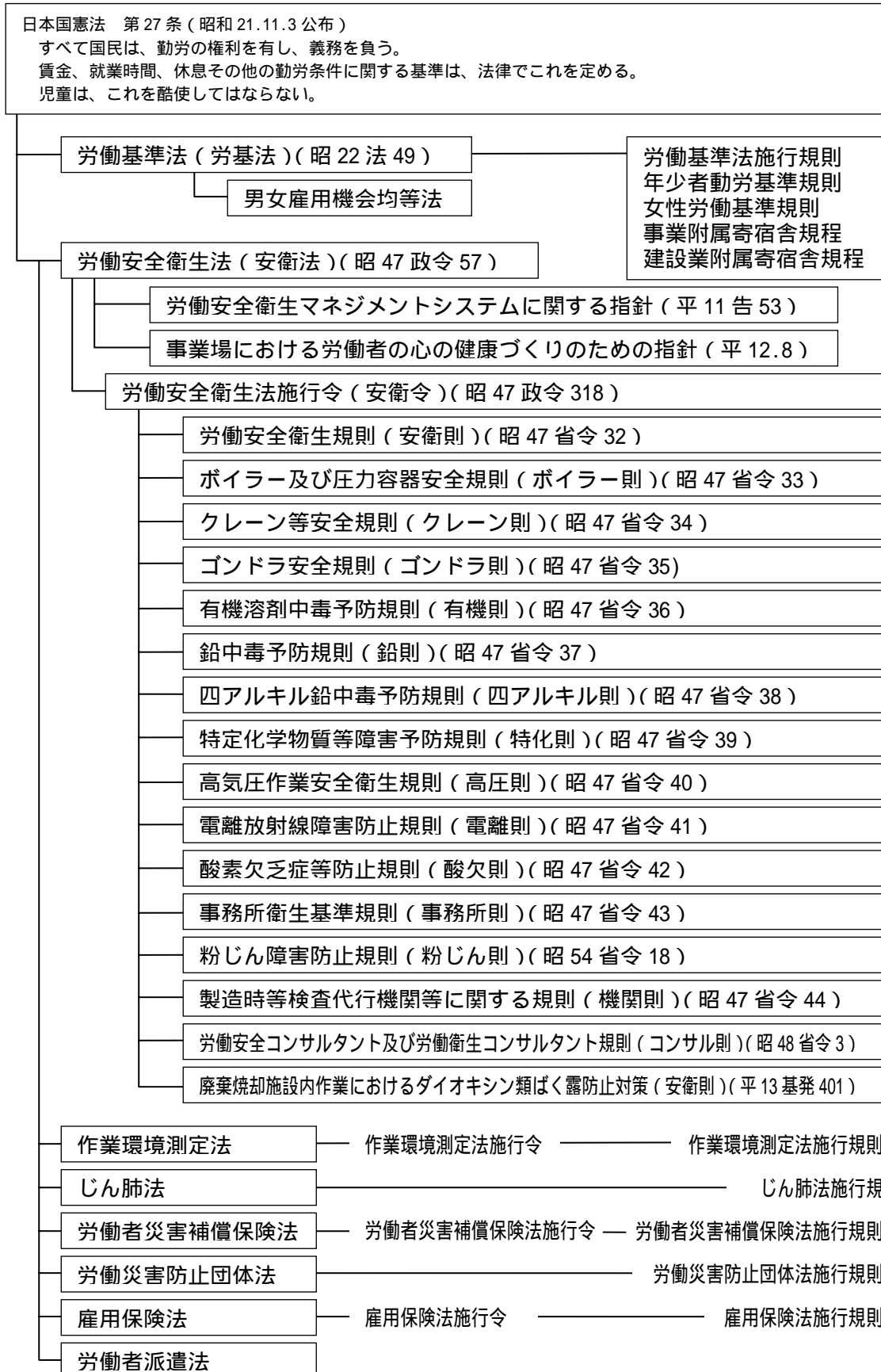


・ 労働安全衛生法と安全管理のしくみ

# 1. 労働安全衛生法及び関係政省令の体系

労働安全衛生法及び関係政省令の体系図



## 2 . 労働安全衛生法に定める発注者、事業者等の責務の確認

### (1)発注者が配慮すべき事項（安衛法3条3項）

発注者は、労働災害防止のために以下の事項に配慮しなければなりません。

#### 配慮すべき事項

- ・ 施工時の安全衛生の確保に配慮した工期の設定、設計の実施等
- ・ 施工時の安全衛生を確保するために必要な経費の積算
- ・ 施工時の安全衛生を確保する上で必要な場合における**施工条件の明示**
- ・ 適切な施工業者の選定
- ・ 分割発注等により工区が分割され複数の元方事業者が存在する工事の発注者にとっては、次の事項
  - イ . 個別工事間の連絡及び調整
  - ロ . 工事全体の災害防止協議会の設置

上記のうち、とくに発注後に実施・確認すべき事項について

- ・ **施工条件の明示**  
土砂や岩石の掘削、工事の振動等による落石、雪崩、土砂崩壊等に備えての防護設備の設置
  
- ・ **個別工事間の連絡及び調整**
  - 近接する工事における、発注者と複数の請負業者間の情報共有と連絡調整
  - 連絡体制の整備（非常時の臨機の措置等）
  - 統括安全衛生管理義務者の指名
  
- ・ **工事全体の災害防止協議会の設置**
  - 各現場の元方事業者等で構成される災害防止協議会の設置による連絡調整と安全衛生意識の向上

## (2)元方事業者が行わなければならない事項（安衛法29条）

元方事業者は、協力会社が法令に違反しないよう指導するとともに、違反しているときは是正の指示を行わなければなりません。

また、危険な場所で作業をする時は、危険を防止するための措置が適切に行われるように、技術上の指導等の必要な措置を協力会社に対して行わなければなりません。

### 措置を行うべき事項

場 所	関連条文	内 容	関連条文
土砂等が崩壊するおそれがある場所	安衛法 29 の 2 安衛則 634 の 2	地山の崩壊防止	安衛則 361 安衛則 534
土石流が発生するおそれのある場所	安衛法 29 の 2 安衛則 634 の 2	上流の河川及びその周辺の調査及び記録 土石流による労働災害の防止に関する規程の制定 降雨量の把握及び記録 警報用の設備の設置 避難用の設備の設置 避難訓練の実施	安衛則 575 の 9 ～ 16
基礎工事用建設機械や移動式クレーンが転倒するおそれがある場所	安衛法 29 の 2 安衛則 634 の 2	転落等の防止 走置式くい打機等 移動式クレーン	安衛則 157 安衛則 173 ク則 70 の 3
架空電線に接近することにより感電するおそれがある場所	安衛法 29 の 2 安衛則 634 の 2	架線近接作業	安衛則 349
明かり掘削作業で埋設物擁壁等が損壊するおそれがある場所	安衛法 29 の 2 安衛則 634 の 2	埋設物等近接箇所の掘削	安衛則 362

### (3)特定元方事業者が行わなければならない事項（安衛法30条）

特定元方事業者は、元請及び多数の協力会社の作業員が、一の場所で混在して作業することによって発生する労働災害を防止するため、次の措置を行わなければなりません。

#### 措置を行うべき事項

項目	要旨	関連条文
協議組織の設置及び運営	すべての協力会社が参加する協議組織を設置し、定期的に会議を開催する。	安衛則 635
作業間の連絡及び調整	元方事業者と協力会社の間及び協力会社相互間における作業間の連絡調整を随時行う。	安衛則 636
作業場所の巡視	毎作業日に一回以上行う。	安衛則 637
教育に対する指導及び援助	協力会社が行う安全衛生教育について教育の場所と資料の提供を行う。	安衛則 638
工程計画・機械設備配置計画の作成と、協力会社が講ずべき措置についての指導	計画書を作成し、特に車両系建設機械での作業は協力会社が作成する計画（安衛則 155）と適合するよう指導する。 移動式クレーンを使用する作業（ク則 66の2）については作業方法等について指導する。	安衛則 638 の 3 安衛則 638 の 4
クレーン等の運転についての合図の統一	クレーン等の運転についての合図を统一的に定めて協力会社に周知させる。	安衛則 639
事故現場等の標識の統一等	事故現場等を表示する標識を统一的に定めて協力会社に周知させる。	安衛則 640
有機溶剤等の容器の集積箇所の統一	容器を集積する箇所を统一的に定めて関係請負人に周知させる。	安衛則 641
警報の統一等	発破を行う場合、火災が発生した場合、土砂の崩壊、出水、なだれが発生した場合又は発生するおそれがある場合の警報を统一的に定めて協力会社に周知させる。	安衛則 642
避難等の訓練の実施方法等の統一等	ずい道等の建設作業、土石流危険河川の作業を行う場合に、避難等の訓練について、その実施時期及び実施方法を统一的に定めて協力会社に周知させる。	安衛則 642 の 2
特定元方事業者事業開始報告	次の事項について工事開始報告をする。 1. 事業の種類、名称、所在地 2. 協力会社の事業の種類、名称、所在地 3. 統括安全衛生責任者の氏名、元方安全衛生管理者の氏名	安衛則 664

#### (4) 注文者が行わなければならない事項 (安衛法 31 条)

注文者は、協力会社に建設物・設備等（施設）を提供する時は、労働災害を防止するため、次の措置を行わなければなりません。なお、注文者が数次にわたる場合は、最上次の注文者がこの措置を行わなければなりません。

##### 措置を行うべき事項

項目	要旨	関連条文
くい打機及びくい抜機	構造、強度、ワイヤロープ、ウインチ等についての規定に適合させる。	安衛則 644,172, 174 ~ 176,178~181,183
軌道装置	軌道の状態、車両の構造、連結、巻上げ装置のブレーキ、ワイヤロープについての規定に適合させる。	安衛則 645,196~204, 207~209, 212, 213, 215~217
型枠支保工	構造、材料、組み立てについての規定に適合させる。	安衛則 646, 237 ~ 239, 242, 243
アセチレン溶接装置	溶接装置の構造、発生器についての規定に適合させる。	安衛則 647, 302-2・3, 303,305-1,306
交流アーク溶接機	導電体に囲まれた著しく狭い場所、2m 以上の高所で導電性の高い接地物に接触するおそれのあるところは自動電撃防止装置を備える。	安衛則 648, 332
電動機械器具	移動式、可搬式のものに感電防止用漏電しゃ断装置を取りつける。困難な場合はアースを設ける。	安衛則 649, 333
潜函等	送気設備、沈下措置、内部措置の規定に適合させる。	安衛則650,376,377
ずい道等 ずい道型枠支保工	落盤、肌落ちに対する措置、ずい道支保工の構造材料組立て、ずい道型枠支保工構造材料を（384, 390,391,394,397,398）の規定に適合させる。	安衛則 651, 652, 384, 390, 391, 394, 397, 398
物品揚卸口等	2m 以上の箇所は墜落防止措置、1.5m をこえる箇所は昇降設備の措置をする。	安衛則 653, 519, 526
架設通路	勾配を 30 度以下、手すり、滑止めの設置等の措置をする。	安衛則 654, 552
足場、作業構台	最大積載荷重の表示、強風、大雨、地震（中震以上）等のあった後の安全点検、および（559~561,562-2, 563,569~572,574,575-2・3・6）の規定の措置。	安衛則655,655-2,559~561,562-2,563,569~572,574,575-2・3・6
クレーン等	構造規格に適合させる。	安衛則 656
ゴンドラ	構造規格に適合させる。	安衛則 657
局所排気装置についての措置	局所排気措置を使用させるときは有機則 16 条又は粉じん則 11 条に規定する基準に適合するもの。	安衛則 658, 有機則 16 条, 粉じん則 11 条
全体換気装置についての措置	全体換気措置の性能については、有機則 17 条に規定する基準に適合するもの。	安衛則 659, 有機則 17 条
圧気工法に用いる設備についての措置	潜函工法その他の圧気工法に用いる設備で高圧則 4~7-3, 21 条 1 項に規定するもの（作業室の内部の圧力が大気圧を超えるものを使用させるとき）	安衛則 660, 高圧則 4~7-3, 21 条 1 項

## (5) 特定作業（移動式クレーン作業等）の注文者の連絡調整（安衛法31条の2）

2以上の協力会社が、建設機械を用いて荷のつり上げ等の作業を行う場合には、その作業全体を管理している注文者は、次の連絡調整を行わなければなりません。

### 連絡調整を行うべき事項

項目	要旨	関連条文
特定作業の機械	機械の種類について規定 (なお、以下の各種機械が該当)	安衛則 662-2
機体重量 3 トン以上の パワーショベル ドラグショベル クラムショベル	<協力会社間で必要な連絡調整事項> 機械の運転、玉掛、誘導作業等に関する作業内容、立入禁止区域、指揮系統、合図に必要な連絡調整	安衛則 662-3
くい打機 くい抜機 アースドリル アースオーガー	<協力会社間で必要な連絡調整事項> 機械の運転、玉掛、くい、オーガーの接続、誘導作業等に関する作業内容、立入禁止区域、指揮系統、合図に必要な連絡調整	安衛則 662-4
つり上荷重 3t 以上の 移動式クレーン	<協力会社間で必要な連絡調整事項> 機械の運転、玉掛に関する立入禁止区域、指揮系統、合図に必要な連絡調整	安衛則 662-5

## (6) 元請等の違法な指示の禁止（安衛法31条の3）

注文者は、協力会社に対し、安衛法令に違法するような指示をしてはいけません。

### （例）

- ・クレーン作業で、つり上げ能力を超える荷のつり上げを指示する。
- ・建設機械作業で、その建設機械の目的以外の作業を指示する。
- ・墜落防護作業を講じないで、高所での作業を指示する。等

## (7)機械貸与（リース等）に関する特別規則（安衛法 33 条）

機械等の貸与に関わる者は、次の措置を行わなければなりません。

なお、対象となる機械は、以下のとおりです。

- ・ 吊り上げ荷重が 0.5 t 以上の移動式クレーン
- ・ 車両系建設機械  
（ 整地・運搬・積込み用、掘削用、基礎工事用、締固め用、コンクリート打設用、解体用機械 ）
- ・ 不整地運搬車
- ・ 高所作業者（作業床の高さ 2 m 以上）

### 措置を行うべき事項

区 分	要 旨	関連条文
貸与する者	機械の点検、整備を行う。 機械の能力、特性、使用上の注意事項を記載した書面を、貸与を受ける事業者に交付する	安衛則 666
貸与を受けた者	オペレーターに対し次の措置を行う。 1. 資格及び技能を確認する。 2. 作業内容、指揮系統、連絡、合図の方法、運行に関すること等の通知をする。	安衛則 667



### 3 . 一般安全の確認

#### (1)統括管理体制

統括管理体制について、次の項目を点検しなければなりません。

##### 点検すべき事項

点検項目	備 考	関係条文
安全衛生管理計画（表）は作成したか  作成した安全衛生管理計画表は事務所等に掲示しているか  安全衛生管理組織はよいか (1)統括安全衛生責任者 (2)元方安全衛生管理者 (3)安全衛生責任者 (4)災害防止協議会 (5)防火管理体制 (6)自衛消防隊体制 (7)緊急連絡体制 (8)救護管理体制 等	(1) 統括安全衛生責任者を選任すべき事業場  ・ 1つの場所で常時30人以上の事業場(ずい道等の建設、圧気工法による作業、一定の橋梁の建設)  ・ 1つの場所で常時50人以上の事業場(鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の建設、その他)  (2) 元方安全衛生責任者を選任すべき事業場  ・ 総括安全衛生責任者を選任した事業場  (3)安全衛生責任者を選任すべき事業場  ・ 総括安全衛生責任者を選任した事業場	安衛法 15 安衛法 15 の 2 安衛法 16 安衛則 635

## (2) 日常管理・安全教育

日常管理・安全教育について、次の項目を点検しなければなりません。

### 点検すべき事項

点検項目	備考	関係条文
<p>個別工事の着手前に元請と協力業者が安全について打合わせを実施しているか 安全施工サイクルの諸活動が計画にもとづき実施されているか</p> <p>(毎日) 安全朝礼 作業開始前 KY ミーティング 設備、機械、環境点検測定 統責者巡視 作業中の指導・監督 安全工程打合せ 個別作業打合せ 持場片付け 終了時確認</p> <p>(毎週) 週間点検 一斉片付け 週間工程打合せ 災害防止協議会</p> <p>(毎月) 月次災害防止協議会</p> <p>(随時) 新規入場者の受入教育 入場予定業者との事前打合せ</p> <p>指差し確認の項目をきめているか 安全放送は実施しているか 掲示板・掲示物の管理はどうか 安全標識は適切に標示されているか 安全旗は掲揚しているか</p>	<p>1. 方法・手順・作業内容とそれに応じた安全性確認 ・材料、設備、機械、環境に対する安全措置及び作業上の急所 ・有資格者の適性配置 ・指揮命令系統、合図等の統一 ・関連または共同作業となる業者間の調整</p> <p>2. 作業方法、手順ごとの危険予測</p> <p>3. 予測される危険に対する対策</p> <p>4. 重点対策実施事項</p> <p>5. 対策実施の責任区分と実施責任者</p>	

点検項目	備 考	関係条文
安全ポスター・標語の掲示は よいか 安全衛生日誌の記載はよいか 指示書の発行、事後処理はよ いか 会議の記録は整備してあるか 打合せ事項の徹底はどうか 新規入場者教育を実施してい るか 危険、有害業務に対する特別 教育を実施しているか 協力業者の各職長は職長教育 をうけているか	【教育を行うべき事項】 1．作業方法の決定、労働者の配置 2．労働者に対する指導監督の方法 3．作業設備、場所の保守管理 4．異常時の措置 5．労働災害防止についての関心の保持等	安衛法 35  安衛法 36  安衛法 40

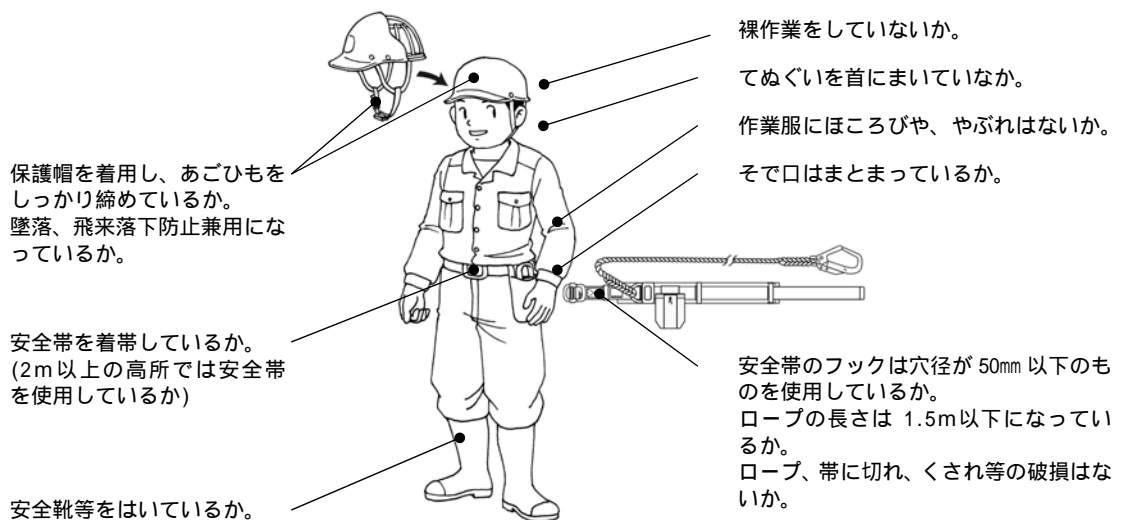
### (3) 服装・保護具

#### 点検すべき事項

点検項目	備考	関係条文
作業員の服装はよいか	1. 袖口 2. ズボンのすそ 3. えり手ぬぐい 4. ほころび、裂け目 5. 油じみたもの 6. 裸の禁止 7. はきもの	安衛則 110
保護帽の着用はよいか	手袋使用禁止の作業～ボール盤、面取盤等 <一般注意事項> 1. あごひもの結び 2. 帽体破損の有無 3. 環ひもの調節禁止 4. 帽体とヘッドバンドの間隙は 5mm 以上	安衛則 111 安衛則 151,152
安全帯の着用、使用はよいか	粉砕機の開口部 高さ 2m 以上の箇所での作業 作業床の端、開口部等の作業 労働者の使用義務 安全帯の取付設備の設置 作業床 足場の組立等の作業 作業構台での作業 <一般注意事項> 1. ロープの損傷 2. ベルトのしめ具合 3. 取付場所（腰から上）	安衛則 142 安衛則 518 安衛則 519 安衛則 520 安衛則 521 安衛則 563 安衛則 564 安衛則 575-6

点検項目	備考	関係条文
<p>作業に適した保護具を使用しているか</p> <p>保護具の数は作業人数分の数がそろっているか</p> <p>保護具は有効に使用できるよう保守整備されているか</p>	<p>切削屑の飛来 アーク溶接の保護面 絶縁用ゴム手袋等 水上作業：救命具、浮袋、舟 衛生上有害業務：防護衣、メガネ、呼吸用保護具 騒音：耳せん 保護具の備え付け数</p> <p>有機溶剤：送気マスク 有機ガス用防毒マスク</p> <p>石綿等の吹付：送気マスク空気呼吸器、保護衣 粉じん作業：呼吸用保護具 (振動作業：防振手袋)</p>	<p>安衛則 106 安衛則 325 安衛則 346 安衛則 532 安衛則 593 安衛則 595 安衛則 596 安衛則 597 有機則 32 有機則 33 特化則 38-7 粉じん則 27</p> <p>安衛則 596</p> <p>安衛則 596</p>

### 服装・安全帯の安全点検ポイント



#### (4)整理整頓

##### 点検すべき事項

点検項目	備 考	関係条文
<p>整理整頓はよいか</p> <p>通路は安全に確保されているか</p> <p>危険物の置場はよいか</p> <p>不要材、廃材の整理はよいか</p> <p>作業後の一斉片付けを実施しているか</p> <p>第三者災害防止措置はよいか</p>	<p>1．計画性</p> <p>2．物の置き方 安定性、高さ、荷くずれ、ころがり防止、 種類別仕分け、採光妨害防止、非常口前の 確保</p> <p>3．道路、通路上の積置き禁止</p> <p>4．不要物処分</p> <p>5．危険物保管の厳正</p> <p>6．水たまりの補修</p> <p>1．足場上の不要物除去</p> <p>2．強風対策：飛散防止</p> <p>3．塵埃物への散水等</p>	<p>安衛則 540</p> <p>安衛則 256-5</p>

### (5)現場内通路(屋外・屋内)

#### 点検すべき事項

点検項目	備考	関係条文
通路の安全確保はよいか	1. 計画性 2. 照明の確保 3. 高さ 1.8m 以内の障害物除去 4. 機械間の通路 80 cm以上 5. 架設通路の適合 6. 滑り、つまづき、踏み抜き防止 7. 通路上作業の原則的禁止 8. 墜落防止(排水溝、開口部、マンホール、荷揚場、斜面)	安衛則 540 " 541 " 542 " 543 " 552
屋内通路の安全確保はよいか	1. 計画性と標示(非常口を含む) 2. 照明の確保 3. 適切な通路巾 4. 高さ 1.8m 以内の障害物除去 5. 滑り、つまづき、踏み抜き防止	安衛則 540 " 541 " 542 " 549



## (6)屋内作業場

### 点検すべき事項

点検項目	備 考	関係条文
作業場床面の安全確保はよいか	1. 防網、安全帯の使用 2. 囲い、手すり、覆い等 3. 凹凸なし 4. すべりつまづき 5. 巾 40mm 以上 6. 採光、照明確保	安衛則 518 " 519 " 544 " 563 " 604

## (7)救急用具

### 点検すべき事項

点検項目	備 考	関係条文
救急用具の整備はよいか 救急箱は整備されているか	たんか、酸素マスク ほう帯、ピンセット、消毒薬、火傷薬、止血 帯、副木等	安衛則 633 " 634



## (8) 標識

### 点検すべき事項

点検項目	備 考	関係条文
看板類の標示はよいか  ワッペン、腕章、バッジの着用等はよいか 第三者に対する注意標識はよいか 法定危険注意標識は確実に掲示されているか	1. 建築基準法による確認済 2. 労働保険関係成立票 3. 建設業の許可票 4. 道路占有使用許可証 5. 現場工事名入看板 6. ご迷惑看板 7. 一般標識：建災防統一標識  標示、掲示の必要事項 立入禁止措置 周知義務	

## (9) 点検

### 点検すべき事項

点検項目	備 考	関係条文
点検は励行されているか 定期自主点検はよいか 測定・調査は行われているか	点検・定期自主検査	

## (10)就業制限

### 点検すべき事項

点検項目	備 考	関係条文
作業に必要な有資格者を配置しているか 女子年少者を確認し適正に就業させているか 中高年齢者の就業について配慮しているか 健康診断は行われているか	免許、技能講習、特別教育修了者  1．雇入れ時 2．定期 既往歴及び業務歴の調査 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 身長、体重、視力及び聴力の検査 胸部エックス線検査及び喀痰検査 血圧の測定 貧血検査 肝機能検査 血中脂質検査 尿検査 心電図検査	安衛法 61.令 20 安衛則 36, 41 労基法 56, 57 年少則 7, 8 安衛法 62  安衛則 43 " 44

## (11)設置届・報告

### 点検すべき事項

点検項目	備 考	関係条文
機械の設置届、報告はなされているか	着工 30 日前設置届（報告） 移動式クレーン設置報告着工事前 デリック着工 30 日前設置届（報告） エレベーター着工 30 日前設置届（報告） 建設用リフト着工 30 日前設置届（報告） ゴンドラ着工 30 日前設置届（報告）	ク則 5,11 " 61 " 96 " 140 ( 145 ) " 174 ゴ則 10

## (12) 工事計画届

### 点検すべき事項

点検項目	備考	関係条文
<p>一定規模以上の工事は建設工事計画届を提出したか</p>	<p>労働大臣届出 (工事開始 30 日前までに労基署へ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さ 300m 以上の塔の建設</li> <li>・ 堤高 150m 以上のダムの建設</li> <li>・ 支間 500m (つり橋は 1,000m) 以上の橋梁の建設</li> <li>・ 3,000m 以上又は深さ 50m 以上のたて坑道を伴う、1,000m 以上 3,000m 未満のずい道等の建設</li> <li>・ ゲージ圧力 3kg / c m<sup>2</sup>以上の圧気工法の作業</li> </ul> <p>労基署長届出 (労基局長審査、工事開始 14 日前までに労基署へ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さ 100m 以上の建築物の建設 (埋設物がふくそうする場所に近接又は特異な形状に限る)</li> <li>・ 堤高 100m 以上のダムの建設 (傾斜地で重機の転倒、転落のおそれのあるときに限る)</li> <li>・ 支間 300m 以上の橋梁の建設 (曲線けた又はけた下高さ 30m 以上のものに限る)</li> <li>・ 1,000m 以上のずい道の建設 (落盤、出水、ガス爆発等の危険のあるものに限る)</li> <li>・ 掘削土量が 20 万 m<sup>3</sup> を超える掘削の仕事 (軟弱地盤又は狭い場所で重機を用いるときに限る)</li> <li>・ ゲージ圧力 2kg / cm<sup>2</sup> 以上の圧気工法の作業 (軟弱地盤又は他の掘削に近接するときに限る)</li> </ul>	<p>安衛法 88 " 89 の 2 安衛則 90 安衛則 94 の 2 , 94 の 3</p>

点検項目	備 考	関係条文
<p>一定の建設物等について建設物・機械等設置届は提出したか</p>	<p>労基署長届出 (工事開始 14 日前までに労基署へ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さ 31m を超える建設物等の建設、改造、解体等</li> <li>・ 支間 50m以上の橋梁の建設</li> <li>・ 支間 30m以上 50m 未満の橋梁上部工の建設(人口集中地域内の道路、鉄道上又はこれらに隣接する場所に限る)</li> <li>・ ずい道等の建設(内部に作業者が立ち入らないものを除く)</li> <li>・ 高さ(深さ)が 10m 以上の地山の掘削</li> <li>・ 圧気工法による作業 (国、公共団体発注工事では の局長審査対象とせず が適用される) (一定の資格者が計画に参画し、社内審査後提出のこと)</li> <li>・ 石綿等の除去の作業</li> </ul> <p>(工事着手 30 日前までに労基署へ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さ 3.5m 以上の型枠支保工</li> <li>・ 組立～解体までが 60 日以上で高さ、長さがそれぞれ 10m 以上の架設通路</li> <li>・ 軌道装置</li> </ul>	<p>安衛法 88 安衛則 87, 88</p>

## (13)事故報告

### 点検すべき事項

点検項目	備 考	関係条文
労働者が労働災害で死亡又は四日以上休業したときは、被災者を雇用している事業者より労働者死傷病報告を提出させたか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故発生後遅滞なく労基署へ(様式 23 号)</li> </ul>	安衛則 97
労働者が労働災害で四日未満の休業をしたときは雇用事業者より労働者死傷病報告を提出させたか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4 半期ごとに労基署へ</li> </ul>	安衛則 97
火災、爆発、倒壊の事故が発生したときは、事故報告書を提出したか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故発生後遅滞なく労基署へ(様式 22 号)</li> </ul>	安衛則 96
酸素欠乏症等にかかったとき又は酸欠空気が漏出しているときは、報告したか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遅滞なく労基署へ</li> </ul>	酸則 29
クレーン等の事故が発生したときは、クレーン等事故報告書を提出したか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故発生後遅滞なく労基署へ</li> <li>・ クレーン等の転倒、倒壊、落下、ジブの損傷</li> <li>・ エレベーター、建設用リフトの昇降路の倒壊、搬器の墜落</li> <li>・ 簡易リフトの搬器の墜落</li> <li>・ ワイヤロープ、つりチェーンの切断</li> </ul>	安衛則 96

## (14)合図

### 点検すべき事項

点検項目	備 考	関係条文
合図の設定はよいか	1. 合図の統一	安衛則 639

## (15)その他

### 点検すべき事項

点検項目	備 考	関係条文
緊急事態発生時の対策は整備されているか	1. 緊急連絡先の標示 2. 緊急事態発生時の体制・役割の明確化	